

盛岡地方振興局長告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成19年8月21日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡滝沢村滝沢字室小路96番1の一部、102番1の一部、102番2の一部、102番3の一部、102番4の一部、102番6の一部、102番7の一部、105番1の一部及び107番1の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市本宮一丁目27番25号 大和リース株式会社盛岡営業所
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割15番4の一部、15番43、81番2の一部、98番、99番、99番12の一部、99番13、99番15、99番19、100番1、100番5及び103番50
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 八戸市類家四丁目5番2号 株式会社ハシモトホーム